

【 IV-7 (その他) -② 】

医療法上の人員配置標準を下回る場合の取扱いの見直し

1 基本的考え方

- 診療報酬体系を簡素化する観点も踏まえ、医療法上の医師、看護師等の人員配置標準を基準として標準数を一定の比率以上欠く場合に、入院基本料の減額を行う現行の取扱いを改め、再構成する。

2 具体的内容

- 医療法上の医師、看護師等の人員配置標準を基準として標準数を一定の比率以上欠く場合の分類について、看護職員等の配置については入院基本料の体系において評価の適正化がなされていること等を踏まえ、看護要員の要件を除くことなどにより簡素化し、再編成する。

[現 行]

- 離島等所在保険医療機関以外の場合

| 看護 要員 | 医師若しくは歯科医師 | | | |
|----------|------------|----------|----------|----------|
| | 80/100超 | 80/100以下 | 60/100以下 | 50/100以下 |
| 80/100超 | 減額なし | 減額なし | 12/100減額 | 15/100減額 |
| 80/100以下 | 減額なし | 12/100減額 | 18/100減額 | 21/100減額 |
| 60/100以下 | 12/100減額 | 18/100減額 | 24/100減額 | 27/100減額 |
| 50/100以下 | 15/100減額 | 21/100減額 | 27/100減額 | 30/100減額 |

[改正案]

| 医師若しくは歯科医師 | |
|-------------|-------------|
| 70/100以下 | 50/100以下 |
| OO/100相当の点数 | OO/100相当の点数 |

- 離島等所在保険医療機関の場合

| 看護 要員 | 医師若しくは歯科医師 | | | |
|----------|------------|----------|----------|----------|
| | 80/100超 | 80/100以下 | 60/100以下 | 50/100以下 |
| 80/100超 | 減額なし | 減額なし | 3/100減額 | 3/100減額 |
| 80/100以下 | 減額なし | 6/100減額 | 6/100減額 | 6/100減額 |
| 60/100以下 | 3/100減額 | 6/100減額 | 6/100減額 | 6/100減額 |
| 50/100以下 | 3/100減額 | 6/100減額 | 6/100減額 | 6/100減額 |

| 医師若しくは歯科医師 | |
|-------------|-------------|
| 70/100以下 | 50/100以下 |
| OO/100相当の点数 | OO/100相当の点数 |

複合病棟の見直し

1 基本的考え方

- 複合病棟は、病床数（介護療養病床を有する場合にあっては、当該介護療養病床の数を含む。）が100床未満で療養病棟への移行が困難と認められる病院についての特例措置として、一般病床と療養病床とを併せて1病棟とすることを認めたもので、一般病棟入院基本料又は療養病棟入院基本料が算定されている。
- 上記特例措置は、平成8年に5年程度として設けられたが、平成12年度改定において4年間、平成16年度改定においてさらに2年間延長されており、平成14年4月以降は、新規届出は認められていない。
- 複合病棟における看護職員の配置基準は、「看護職員配置4：1（看護師比率20%）以上・看護補助配置6：1以上」であり、一般病床については、平成18年3月以降、医療法上の人員配置標準を下回ることとなることから、実情を調査した上で、廃止する方向で検討する。

[参考] 届出保険医療機関数（保険局医療課調査 各年7月1日現在）

| 平成11年 | 平成12年 | 平成13年 | 平成14年 | 平成15年 | 平成16年 | 平成17年 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 49 | 95 | 84 | 88 | 63 | 53 | 48 |

2 具体的内容

- 実情を調査した上で、廃止する方向で検討する。

【 IV-7 (その他) -④】

透析医療に係る評価の適正化

1 基本的考え方

- 慢性維持透析患者外来医学管理料は、安定した状態にある慢性維持透析患者について、特定の検査結果に基づく計画的な治療管理を評価した項目であり、検体検査実施料等が包括されている。今回改定において、市場実勢価格を踏まえた検体検査実施料の見直しが行われることから、当該項目についても併せて見直しを行うこととする。
- 人工腎臓には夜間又は休日に実施した場合に加算を算定することとしているが、人工腎臓は計画的に実施されること、そのため実施医療機関は診療応需の体制にあること等から、当該加算に係る評価を引き下げるとしている。
- また、大部分の慢性維持透析患者は、人工腎臓実施時にエリスロポエチン製剤の投与を受けており、適切な透析の実施により一定程度貧血の改善が期待される。こうしたことを踏まえ、人工腎臓の適切な評価及び請求事務の簡素化を図る観点から、エリスロポエチン製剤について人工腎臓に含め包括的に評価することとする。

2 具体的内容

- 慢性維持透析患者外来医学管理料について、検体検査実施料の見直しを踏まえ、適正化を行う。
 - ・ 慢性維持透析患者外来医学管理料
2,460点 → ○,○○○点 (引下げ)
- 人工腎臓の夜間加算及び休日加算について、評価を引き下げる。
 - ・ 人工腎臓に係る夜間加算及び休日加算
500点 → ○○○点 (引下げ)
- 人工腎臓について、エリスロポエチン製剤を含め包括的に評価して適正化する。
 - ・ 人工腎臓（入院中以外の場合） 1,960点 → ○,○○○点

【 IV-7 (その他) -⑤】

処方料等の見直し

1 基本的考え方

- 適切な長期投薬を推進し、再診の適正化を図る観点から、長期投薬に係る評価を引き上げるとともに、併せて処方せん料を引き下げる。

2 具体的内容

[処方料の見直し]

特定疾患処方管理長期投薬加算 45点 → ○○点 (引上げ)

[処方せん料の見直し]

処方せん料 1 内服 7種以上
イ 含後発 43点 → ○○点 (引下げ)
ロ イ以外 41点 → ○○点 (引下げ)

処方料せん 2 1以外
イ 含後発 71点 → ○○点 (引下げ)
ロ イ以外 69点 → ○○点 (引下げ)

特定疾患処方管理長期投薬加算 45点 → ○○点 (引上げ)

酸素の価格について

1 基本的考え方

- 酸素の価格については、保険医療機関ごとに届け出た単価（前年の購入実績に基づき算出）に使用した酸素の容積及び補正率（1. 3）を乗じた額により償還されている。
- 平成14年度改定においては、購入価により保険償還されてきた酸素価格に、離島等の地域であるかどうか等の区分に応じた上限価格が設定された。
- 平成16年度改定においては、離島等の範囲が拡大されるとともに、特別の事情のある場合における特例が追加された。なお、価格については、据え置きとされている。
- 地方社会保険事務局に届け出られた購入単価の区分毎の加重平均は、告示価格（上限単価）から最大32%乖離しており、医療の効率化が求められる中、薬や材料の価格決定方式との整合を図る観点から、酸素価格についても、告示価格の適正化を行う。

2 具体的内容

- 酸素における告示価格は、薬や材料とは異なり上限価格であることを踏まえ、加重平均単価に告示価格の15%を加えた値が現行告示価格を下回る場合には、当該価格を告示価格とする。
- また、離島等の地域の告示価格については、離島以外の地域における告示価格の1.5倍に設定されていることを踏まえ、離島以外の地域における改正後の告示価格の1.5倍とする。